

# 大阪府気候変動対策推進条例に基づく事業者の顕彰について

—令和5年度 おおさか気候変動対策賞（公募型部門）—

## 1 趣旨

- (1) 事業活動における気候変動の緩和（電気の需要の最適化を含む）及び気候変動への適応に関し、他の事業者の模範となる特に優れた取組をした事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）を表彰します。
- (2) 取組内容をホームページ等で広く公表することにより、大阪府内の事業者等の意欲を高めるとともに、対策の一層の普及促進を図ります。

## 2 賞の名称及び種類

- (1) 賞の名称は、「おおさか気候変動対策賞」とします。
- (2) 緩和及び適応の各分野において、最も優れた取組を実施した事業者等に、大阪府知事賞が授与されます。その他優れた取組を実施した事業者等に優秀賞が授与されます。
- また、各分野において審査の結果、特筆すべき取組を実施している事業者等について特別賞が授与されることがあります。

各分野の表彰数

	緩和分野	適応分野
知事賞	1	1
優秀賞	2	2

※表彰数は、状況により変更する場合があります。

※大阪府知事賞を受賞した事業者等については、令和6年度の「気候変動アクション環境大臣表彰（環境省）」へ大阪府から推薦することがあります。

## 3 過去の選考実績

過去のおおさか気候変動対策賞（旧おおさかストップ温暖化賞）の選考実績は下記のとおり。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4
知事賞	1件	1件	1件	1件	1件	1件	2件(1)	2件(1)
優秀賞	6件	6件	6件	4件	4件	3件	3件(1)	3件(1)
特別賞	5件	3件	1件	1件	-	-	4件(1)	-

※令和元年度は応募なし

※平成26～27年度は、応募部門に節電部門を設け、特別賞として節電賞を授与

※件数のうち（ ）は令和3年度から募集の適応分野受賞件数

【参考：大阪府気候変動対策の推進に関する条例】

(顕彰の実施)

第四十条 知事は、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化又は建築物の環境配慮に関し、特優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。

# 審査の進め方について

## 1 審査の流れ

- (1) 事前評価のとりまとめ・審査
- (2) 決定

## 2 審査基準について

○事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）の取組について、下記の審査基準に基づいて評価し、他の事業者の模範となるものを選考する。

### （審査基準）

評価項目	基準
貢献度	緩和分野 大量の温室効果ガス排出削減など、地球温暖化防止に具体的な効果を示し、貢献していること。
	適応分野 農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野などに関して、気候変動への適応に具体的な効果を示し、貢献していること。
波及性	緩和分野 製品や活動を通して、率先的行動の意義が大きく、脱炭素社会への新たなライフスタイル変革への波及効果が期待できること。
	適応分野 製品や活動を通じて、率先的行動の意義が大きく、気候変動適応の取り組みへの波及効果が期待できること。
持続性	一過性のイベントや活動ではなく、持続可能な仕組みを確立しており、活動の持続的な発展が期待できること。
刷新性	従来の取組にはないアプローチ等により、持続可能な未来に向けた刷新的な取り組みをしていること。

○具体的には、

- (1) 取組内容について、①貢献度②波及性③持続性④刷新性をそれぞれA A～Dの5段階で評価し、審査基準ごとの評価点（A Aは25点、Aは20点、Bは15点、Cは10点、Dは5点とする。）を合算し100点満点で採点する。

A A（25点）＝極めて優れている

A（20点）＝優れている

B（15点）＝普通

C（10点）＝優れているとはいえない

D（5点）＝優れていない

- (2) 採点を行った結果、それぞれの部門において、最も点数が高くかつ80点以上の事業者等に大阪府知事賞を授与し、60点以上の事業者等のうち、府知事賞以外の上位2事業者等には優秀賞を授与する。また、60点以上の事業者等のうち、府知事賞、優秀賞以外の事業者等で、上記審査基準のうちいずれかにおいて優れた取組を行っている場合、出席委員の全員の合意をもって特別賞を授与することがある（なお、表彰数は、状況により変更する場合がある）。